

○基山町家庭用浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用浄化槽を適切に維持管理する者（以下「浄化槽管理者」という。）の負担軽減を図るため、浄化槽の維持管理等に要する経費について、予算の範囲内において基山町家庭用浄化槽維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条第1項に規定する構造基準に適合する10人槽以下のもので、専用住宅（主に居住の用に供する家屋をいう。）又は併用住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供する家屋をいう。）に設置されたもの
- (2) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (3) 保守点検 法第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検をいう。
- (4) 清掃法 第2条第4号に規定する浄化槽の清掃をいう。
- (5) 法定検査 法第11条に規定する水質に関する検査をいう。
- (6) 清掃業者 法第2条第9号に規定する浄化槽業者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けているものをいう。
- (7) 使用人数 当該家庭用浄化槽を使用する世帯（住民基本台帳に登録されている世帯をいう。）の構成員数をいう。ただし、使用する世帯が二世帯以上ある場合は、その世帯の人数を合算した人数とする。なお、その基準日は補助金の交付申請年度の前年度の3月31日とする。
- (8) 対象区域 町内全域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に規定する公共下水道の供用開始の公示をした区域以外の区域をいう。
- (9) 年間下水道使用料 使用人数における1年間の標準下水道使用料として定めた額（補助金の交付対象区域、対象者及び要件）

第3条 町は、対象区域内において、法で定める適正な維持管理及び法定検査を実施している家庭用浄化槽の浄化槽管理者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201

号) 第6条第1項に基づく確認を受けずに、設置された家庭用浄化槽の浄化槽管理者

(2) 循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成26年4月1日付け環廃対発第1404019号環境事務次官通知)に基づく構造を有しない家庭用浄化槽の浄化槽管理者

(3) 浄化槽管理者又はその属する世帯の者が町税等の滞納者

(4) 基山町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者

(5) 町長が別に定める浄化槽の工事基準に適合しない方法により設置された家庭用浄化槽の浄化槽管理者

(6) 補助金の交付申請の直前1年度において法定検査を受けていない浄化槽管理者

(7) 補助金の交付申請の直前1年度において保守点検及び清掃を行っていない浄化槽管理者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 家庭用浄化槽の維持管理に要する法定検査料、保守点検料及び清掃費

(2) 機械器具等の部品の修理に要する経費

(補助金額)

第5条 前条第1号に規定する経費に係る補助金の額は、家庭用浄化槽の人槽及び使用人数により、別表に掲げる金額とする。

2 前条第2号に規定する経費に係る補助金の額は、年1回の1万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 第4条第1号に規定する補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者は、維持管理を行った年度の翌年度の4月1日から6月30日までに基山町家庭用浄化槽維持管理費(維持管理)補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し

(2) 過去1年間に実施した浄化槽保守点検表の写し

(3) 過去1年間に実施した法定検査の結果の写し

(4) 補助対象経費の額がわかる領収書等の写し

(5) 承諾書(様式第2号)

(6) 誓約書(様式第3号)

(7) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2号に規定する補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者は、修理を行った年度の翌年度までに基山町家庭用浄化槽維持管理費(修理)補助金交付申請書(様

式第4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 機械器具等の修理について支払ったことを証明する書類(領収書等)の写し
- (2) 承諾書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定した者に対しては、基山町家庭用浄化槽維持管理費補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第5号)により、交付しないと決定した者に対しては、基山町家庭用浄化槽維持管理費補助金不交付決定通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知する。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び交付額確定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、基山町家庭用浄化槽維持管理費補助金交付請求書(様式第7号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

人槽区分	使用人数	補助金額
5～6人槽	2人まで	27,000円
7～8人槽	3人まで	
10人槽	4人まで	

備考 第4条第1号に規定する補助対象経費の合計額から年間下水道使用料を差し引いた額が27,000円以上の場合に限る。